第35

休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長の申請

規則第62条の5第3項及び第4項並びに市規則第16条の2に定めるもののほか、休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間の延長の申請に必要な事項は、次のとおりとする。

1. 申請方法

屋外タンク貯蔵所1基毎に申請すること。

2. 申請書の記載要領

申請書の記載要領は、第2編(P69)を参照すること。なお、期間延長後の内部点 検予定期日を記載する欄には、当該予定期日を明確に記載すること。

提出部数は、2部とすること。

3. 添付図書

- (1)規則第62条の5第4項に規定するその他の参考となるべき事項を記載した書類は、次のとおりとする。
 - ① 危険物(規則第62条の2第2項各号に掲げる危険物の貯蔵及び取扱いに係るものを除く。)を除去する措置を確認することができる書類
 - 例:○危険物を除去する作業の手順書及び当該作業の実施状況を写した写真 ○屋外貯蔵タンク等のマンホールを開放している状況を写した写真
 - ② 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置を確認することができる書類
 - 例:○閉止フランジを設置する場合は、その位置を示したフロー図及び閉止フランジ の設置状況を写した写真
 - ○配管を切り離す場合は、その位置を示したフロー図及び配管を切り離した状況を写した写真
- (2) 申請しようとする特定屋外タンク貯蔵所において、政令第26条第1項第1号ただ し書の規定により危険物以外の物品を貯蔵する場合は、当該物品の名称及び主成分そ の他の性状が記載された書類を添付すること。

4. 留意事項

申請書の「期間延長後の内部点検予定期日」の欄に記載された期日を超えて、引き続き特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、内部点検期間の延長の承認を受けようとする場合は、再度申請する必要があること。なお、休止とは一時的な使用の休止をいうものであり、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせる又はそのことが客観的にみて明らかである場合には、法第12条の6の規定による廃止の届出を行わなければならない。